

発行／広島県印刷工業組合

発行人／中本 俊之

広島市西区南観音一丁目1番22号 TEL(082)293-0906 FAX(082)293-0954

URL : <http://www.hiroshima-pia.jp> E-mail : [h.inkumi@estate.ocn.ne.jp](mailto:h.inkumi@estate.ocn.ne.jp)



2018全日本印刷文化典開催

挨拶・表彰・全印工連メッセージ

広島労働局よりお知らせ

広島県最低賃金決定

公正な採用選考

福山支部だより

事務局だより

## 「秋まっさかり もみじと五重塔」(安芸の宮島)

千畳閣の隣に建つ五重塔は、和様と唐様を巧みに調和させた建築様式で、檜皮葺の屋根と朱塗りの柱や垂木のコントラストが美しい塔です。高さは27.6m。応永14年(1407年)に建立されたものと伝えられています。内部は完全な唐様で、一般の見学はできませんが、内陣天井に龍、外陣天井には葡萄唐草、来迎壁の表には蓮池、裏には白衣観音像などが極彩色で描かれています。塔内にあった仏像は、明治元年の神仏分離令により、大願寺に遷されました。またこの五重塔が建つ塔の丘は、厳島合戦で陶軍が陣を構えたといわれています。

通常では、今時期の宮島は観光客が大勢ですが、今年は西日本豪雨災害などで減少気味だそうです。皆さん、きれいな紅葉を見物に出かけませんか。

【2018 全日本印刷文化典 高知大会】

「土佐で語ろう 印刷の未来」

「2018 全日本印刷文化典」が、10 月 5・6 日（金・土）の 2 日間「土佐で語ろう 印刷の未来」をキャッチフレーズに、2004 年の香川大会以来、四国開催では 14 年ぶりとなる高知大会が高知市の「三翠園」に全国から約 540 人が集まり開催された。

記念式典は 13 時 30 分から奥田四国地区印刷協議会会長の開会宣言、国歌斉唱から始まった。



【奥田四国地区印刷協議会会長の開会宣言】

皆様、南国土佐高知によろこびにいただきました。大変大きな台風 24 号が接近、また続いて 25 号が発生と先週あたり少し心配いたしましたが、このように 2018 全日本印刷文化典高知大会が開催できますこと、本当によかったと思います。



本大会は、高知県印刷工業組合酒井理事長をはじめ、26 社という少ない組織で準備を重ねていただき、本日を迎えることができました。本当にありがとうございました。

印刷文化典の四国開催は、2004 年、香川、高松以来で、この間、私どもの業界も大きく変わったのではないかと考えております。今回の大会テーマは「高知で語ろう 印刷の未来」でございます。これから印刷の未来を私どもがどのように描くことができるか、この 2 日間で語り合いたいと考えております。

この大会が、皆様にとりまして、実りの多い充実した大会になりますことを祈念申し上げて、開会の宣言といたします。

【酒井陽典高知県工組理事長・大会実行委員長挨拶】

四国の高知県に、日本全国からたくさんの方々に越えさせていただきました。2018 全日本印刷文化典が開催できますこと、本当にありがとうございます。



ふくしま大会で感じられた「のり」、これをベースに、我々が持っている印刷の力、それから新しい力、未来についての種まき等々を本音で語り合っただけの場を作ろう、という計画をして今日にいたりしました。高知の文化、四国の文化、お酒の文化、お客の文化と言いましょか、そういうものを体感していただくことが、胸襟を開いて語り合える一つの機会になろうと信じております。「自由は土佐の山間より出づる」という言葉があるのですが、それに準えて「未来は土佐の山間より出づる」と、皆様の記憶に残る大会にしたいと考えております。

簡単ではございますが、以上をもちまして歓迎のご挨拶とさせていただきます。皆さん、よろしくお祈りいたします。

【全印工連臼田真人会長祝辞】

国内経済は、個人消費が伸び悩み、国内需要を市場としております印刷業界においては、依然と厳しい環境が続く、人手不足、輸送運賃の値上げなど、新たな課題も顕在化しております。全印工連では、このような中「Happy Industry 人々の暮らしを彩り幸せを創る印刷産業」をブランドスローガンに掲げ、印刷産業の向かうべき方向性を共有し、人々の幸せを作り続ける産業を実現するための諸事業に取り組んでいるところです。



少子高齢化に伴う生産人口年齢の減少、育児や介護との両立など働き手のニーズの多様化、そして、長時間労働の是正に向けた生産性の向上など、働きがいがある、人々を惹きつける印刷産業の確立は急務であり、全印工連ではプロジェクトチームを立ち上げ、「幸せな働き方改革」へ取り組みを進めることにしました。そして、それらを実行するためのステップ 1 から 5 までのプロセスを構築し、本文化典の中でも明日の全印工連フォーラムでは、ステップ 2 の「目標・計画設定」を解説させていただきます。

「幸せな働き方改革」は、組合員企業の従業員がやりがいを持ち、安心して働き続けられる職場作りによって、新たな付加価値を創出し、顧客満足度を高め、ひいては組合員企業の業績向上につなげることが目的です。是非、この高知県の地におきまして、改革の必要性をご理解いただき、そして各社 Happiness Company を目指していただくことを切に願っております。

また、本日の記念式典におきまして、永年にわたり印刷業界の発展に多大のご貢献とご尽力を賜りました方々のご功績とご努力に対し、衷心より深い敬意と感謝を申し上げます。

本日はどうぞ皆さん、素晴らしい時間を共有していただきたい、そういうふうに思います。本日は誠にありがとうございます。

来賓祝辞に続き全印工連表彰に移り、印刷産業発達功労者 2 名、また、組合功労者顕彰が 75 人に、広島県工組関係者は、宇都宮公徳（常任理事・㈱ユニックス）、青木博（常任理事・明生印刷術）、浅田英史（理事・二葉

印刷(有)、重本正哉(理事・㈱文化社)、花田一弘(理事・(有)花田印刷所)の5氏が受賞(宇都宮氏・青木氏が出席)、優良従業員顕彰70人が表彰され栄誉に輝いた。

受賞者代表による謝辞の後、高知県工組青年部の中島大輔会長による力強い「印刷文化典宣言」、そして、大会実行委員長の筒井善樹高知県工組副理事長の閉会の辞で記念式典は終了した。

引き続き、臼田会長が全印工連メッセージとして、「幸せな働き方改革」へ向けて説明があった。



## 【全印工連臼田真人会長・全印工連メッセージ】

### 「幸せな働き方改革」

#### — 事業規模は全く関係なく、1人でも雇われて いる企業は、やらなくてはならない働き方改革 —

私から今回皆様にお伝えしたいことは、「働き方改革」、政府が今どんどん推し進めようとしています、皆さん、どのようにとらえていますか。私たち経営者の1人としてどうという印象を持ってこの働き方改革という紙面やニュースで耳にしているでしょうか。



今年度「働き方改革関連法案」、特に私ども中小印刷会社にとっても、これはもう既に直接的に影響してきています。来年には残業の上限設定、また、その設定に基づいたいわゆる料金設定。これは今までは中小企業に関しては緩和策でしたがそれも撤廃され、2022年には大企業と同じように、一定の上限を超えた物については50%の割増料金を払うことになってまいります。これはもう法律で縛られています。

安倍総理大臣が最初にお話しをされたメッセージの中で、これから起こりうる人口減少は国難であると、はっきり明言されました。まさにこの国の経済、今後の人口減少によって縮小していくと、これを明言されたのです。

したがって、実はただ単なる労働法の規制のレベルの働き方改革ではないんです。これから起こりうる、いわゆる市場の縮小、また、人口減少による労働力の減少。これに対して、私たち経営者は自分の会社をどのような形でこの時代を、これから先を乗り越えていく、いわゆる警告性を持たせていくことができるのだろうか。ここに対して、真摯に真剣に向かい合わなくてはならない時がもう既にやってきているということです。

それから、よくこの生産年齢人口と言っていますが、生産年齢人口16歳以上64歳未満。簡単には、働いてお金を稼いで、それを消費、いわゆる食べ物や旅行や洋服を買ったり飲んだりという、まさに流動性の非常に高い世代ということです。30年後2060年には、なんと2010年度対比45.9%とほぼ半分になります。これは日本の経済成長率GDP、これの2%だ1%だと。これは、あいまいな数字のほうがいいのですが、人口推移のデータは絶対に嘘をつきません。よっぽどのことを政策していかない限りは、日本の人口は増えないです。

こういった現状をふまえた上で、先ほど来申し上げている通り、まさにこの働き方改革を私たち経営者がどのようにとらえるのか。それによってはこの国難である労働人口の減少とマーケットの縮小に対して乗り切ることができる。まさにこの働き方改革を勝つための経営戦略としてとらえていく必要があるのではないのでしょうか。

「Change or Die」変わらなければ、負けるのではなく死ぬのです。これは、RIZAPグループの社長で元カルビーの松本会長の言葉です。ちょっと激しい言葉のように聞こえますけれども、我々もこの印刷業界というのは、製造業中分類の中で、全国47都道府県ほとんどの地方自治の中で、出荷額、それから事業所数、ほとんどトップ3に入っている。まさに日本の、そして地域の基幹産業なのです。

そして、この全国大会で540の方がここ高知にお集まりいただいている。それもこれからの未来をお互いに語り合い、そしてどう切り開いていくのかのヒントを共に学ぼうとする皆様です。是非、そういう日本の基幹産業、そして力のあるうちに働き方改革です。まさに勝つための経営戦略、これを描いていこうじゃないありませんか。まさにこれをやらなくては、私は間違いなくこの松本会長の話じゃないですけれども、10年後、20年後、さらにマーケットの縮小が進み、人口減少、労働力が不足し、そしてもっと言うならば、さまざまな印刷物に替わるデジタルツール、もしくはさまざまなインフラ、いわゆるインターネット、それらの普及によって我々の会社そのものの生き残り、これが私は難しいとそう思います。

そして、その働き方改革、一つにはその働き方改革をすると不機嫌な職場が無くなると言われています。そんなこと言われてもなんだかよく意味が分かりませんが、もう少し簡単に申し上げると、ピリピリした緊張が張り詰めた会社からは、新しいイノベーション、新しいビジネスは生まれにくいという理論があります。逆に言えば、社員たちがなんとなく楽しそうで、なんかわくわくして、そして普段からのコミュニケーションは上司とも社長とも絶え間ない会話ができる、コミュニケーションができるそういった企業は、新しいイノベーション、もしくは新しい事業、新しい顧客設定があります。新たなサービス、こういったものが生まれ

やすいそうです。心理性の高い職場ということらしいですね。

一方で、働き方改革を行ないまして、わくわくする職場、なんでも相談できるようなそういった職場を作ることによって、関係の質、お互いが尊重。助け合う関係、いわゆる何かをする、何でもいいです。細かいことでもいいので、フツと話しかける。「いや実は今日、実家の母親が…」。フツとしたところで普段からこう会話ができる。そんな安心感の確保できるような関係性。これを作ることによって、思考は気付き、それからわくわくおもしろいなど。そしてこの気付きやおもしろいが自発的に起これば、行動も当然自発的に行動ができたり結果が上がっていく。こういう組織の成功。言葉にすると非常に簡単ですけども、ここにはその働き方改革のさまざまなプロセス。これを経ることによって、ピリピリ、ギスギスの組織からわくわくの職場、いわゆるまさにプラスのスパイラルに持っていく、こういったことが必要です。それにどう取り組むのか、今後我々全印工連が皆様と共に一緒に考え、そして発信していく幸せな働き方改革です。

この働き方改革。それぞれの企業の中で、一体誰が何を担うのか、事業の規模は全く関係ありません。100人以上の企業だろうと、50人の企業だろうと、5人の企業だろうと、他人さんを1人でも雇われている企業は、これは同様にやらなくてはならない働き方改革なのであります。したがって、その規模感が違うので投資額もそれこそ違うかもしれません。ただ、同様に制度改革や生産性向上、それぞれの設備投資、これに関しては、やはり経営判断で経営者が自ら旗を振って自社の制度改革、これを進める必要があるということです。

まさに働き方改革はマネジメント改革、そういったことだと思います。そして投資を判断する、これは我々経営者の方ですけども、いわゆる社員一人ひとりの働き



方、これを社長が、やはり20人30人以上になりますと、なかなか1人1人の人をフォローアップすることは難しくなっ

てきます。そこにIT導入をして、なんらかの形のネットワーク、ツールを使って、まあそれでも限界はあります。結局のところ、人はやっぱりFace to faceということです。そこは何かと言いますと、マネジメント改革、これはやはり管理職です。皆様の一緒にやられている経営者、管理職の方々が、その部門、部門、一人ひとりの社員の働き方をきちんとウォッチ、フォローしていく、こういったことが必要になっていきます。《中略》

長くなりましたが、まさにこの2018年は働き方改革元年です。是非、今日お集まりの皆様と共に、新たな各社皆様の勝つための経営戦略として共にご認識をいただいたうえで、そして今後の全印工連事業の中でもこの働き方改革、これを一つの柱として運営させていただきたい、そのように思っていますし、この働き方改革についてはまさに今始まったばかりです。我々のプログラムもまだまだ当然完璧なものには程遠いです。是非、全国の皆様からさまざまなご意見、ご指導、ご要望をいただいたうえで、全国の皆様の経営に、今以上に、そしてこれから起こりうる、さまざまな経営環境の難所を乗り越えていく事業展開をしていただきたいと思います。

本当に限られた時間で、なかなか説明しきれなかった部分が多々あったかと思いますが、本日私がお話しをした新たな働き方改革、幸せな働き方改革。これにはそのプロセスが必要であると。そしてまたそのプロセスに必要なのは、やはりこれは業態変革の時と同じ言葉ですけど、まずは経営者の決断、判断それがスタートであります。そして働き方改革をするための姿勢と、そしてIT、そして業務改善、ならびに人事考課制度、そして評価制度、企業改善、こういったものの制度設定も含めてセットで、どうか皆様の企業の今後の働き方改革を前進させていただき、結果として各社皆様の業績のためにつなげていただきたいと思います、そんな強い思いを皆様にお伝えしまして、私からのメッセージとさせていただきます。と思います。

どうでしょう皆さん、一緒に働き方改革をやりましょう。ありがとうございました。



次回は長野大会



文具・事務機・企画印刷

株式会社 石井印刷所

東広島市西条岡町9-17  
TEL 082-423-2173

多くの人に伝わる  
わかりやすいデザインを—。

MUDの普及に取り組んでいます。

株式会社 ユニックス UniX

■呉本社 〒737-0143 呉市広白石1丁目2-34 TEL (0823) 72-8000  
■広島本社 〒733-0034 広島市西区南観音町20-38 TEL (082) 231-2131

## 【広島労働局】

中小企業主の皆様へ「働き方改革」への取り組みを支えるため「労働時間相談・支援コーナー」を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般 ●変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 長時間労働の削減に向けた取り組み ●時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

このようなことでお悩みではないですか？戸別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）電話番号等は、厚生労働省 HP に掲載

## 広島働き方改革推進支援センターのご案内

広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネスク 4 階 ☎0120-610-494（9時～17時）（土・日・祝日を除く）  
「就業規則の作成方法」、「賃金規定の見直し」、「労働関係助成金の活用」など、働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます。

- ◆ 社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供。
- ◆ セミナー、出張相談会も随時開催します。

## 時間外労働等改善助成金のご案内 時間外労働の上限設定などに取り組む皆さまを、4つのコースで強力サポート！

## 1. 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることを支援します。

## 2. 職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減への取り組み、所定外労働時間を短縮して週40時間以下とする取り組みを支援します。

## 3. 勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取り組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

## 4. テレワークコース

在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取り組みを支援します。  
お問い合わせは、テレワーク相談センター 0120-91-6479

お問い合わせは  
広島労働局  
雇用環境・均等室  
082-221-9247

## 人手不足・人材育成などに関する助成金

- ◆ 長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。  
詳しくは以下の URL のほか、広島労働局、ハローワークまでお問い合わせください。  
(URL) [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

## ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

- ◆ Web 上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

省力化に **Toho** の周辺機器

**東邦精機株式会社**

広島営業所

〒733-0006 広島市西区三篠北町11-24  
TEL (082) 238-3300  
FAX (082) 230-1534

静電気除去装置の

**春日電機株式会社**

広島営業所

静電気測定機器・帯電装置・コロナ処理機

〒733-0005 広島市西区三滝町22-14  
TEL (082) 509-5190  
FAX (082) 509-5191

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」

◆ 労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。  
(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

◆ Web 上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。  
(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【お知らせ】

【広島労働局労働基準部】

「チェックしなくちゃ。最低賃金！」

広島県最低賃金が平成30年10月1日(月)から 時間額 **844 円**(旧 818 円) に改正

～ 雇う上でも、働く上でも、最低限のルール 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金 ～

広島県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。

<b>チェックの方法は？</b>		<input checked="" type="checkbox"/> チェックしたい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!	
最低賃金額との比較方法、あなたの賃金と比較してみましょう。			
1. 時間給の場合	時間給 円	≦	最低賃金額(時間額) 844 円
2. 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 円 = 時間額 円 ≦ 最低賃金額(時間額) 844 円
3. 月給の場合	月給 円	÷	1日の平均所定労働時間 円 = 時間額 円 ≦ 最低賃金額(時間額) 844 円
4. 上記1,2,3が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合 ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≦ 最低賃金額(時間額)		

注. 最低賃金に参入しない賃金  
 ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当      ・ 時間外、休日及び深夜の割増賃金  
 ・ 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

なお、詳細についてのお問い合わせは、  
広島労働局 労働基準部 賃金室 (Tel 082-221-9244) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

あらゆる製本機材の御用命は  
有限会社 **楠川研磨所**

勝田製断裁機  
丸山製針金綴機  
此花マーブル貼機  
福田刃物断裁包丁

広島市南区字品東 2-8-27  
TEL (082) 251-6761  
FAX (082) 251-7575

**リョービMHI**  
グラフィックテクノロジー株式会社

**お客様と共に。**

A3縦型から四六全サイズまで充実したオフセット枚葉印刷機のラインアップ。  
納期短縮や生産性向上、高付加価値化や環境対応など、  
お客様と共に問題解決に取り組み、  
お客様に最適なソリューションを提案していきます。

**リョービMHIグラフィックテクノロジー株式会社**  
西日本本社 広島営業所 〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南3-7-29  
TEL 082-823-0068 <http://www.ryobi-group.co.jp/graphic/>

## 【労働省職業安定局】

## 公正な採用選考

## あなたの会社は大丈夫？ 「人権に配慮した公正な採用選考ができていますか」

## 公正な採用選考を行うポイント

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

## 1. 応募者に広く門戸を開く

特定の国や地域の出身者、難病のある人、LGBT等の性的マイノリティなどの特定の人を除外せず求人条件に合致する全ての人が応募できるようにしましょう。

なお、法律上事業主は労働者の募集及び採用について、

- 性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません（男女雇用機会均等法第 5 条）
- 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません（障害者雇用促進法第 34 条）
- 原則として年齢制限を設けることはできません（雇用対策法第 10 条）

## 2. 本人のもつ適正・能力のみを基準にして選考する

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということのみを基準にして採用選考を行いましょ。

職務内容によって、適正・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）」はそもそも本人の適正・能力とは関係ないことです。

本人の適正・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文で課したりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょ。

## 具体的に気をつけることは？

就職差別につながるおそれがある **14** 事項

本人に責任のない事項の質問	本来自由であるべき事項の質問（思想・信条にかかわること）	不適切な選考方法
本籍・出生地 家族 住宅状況 生活環境・家庭環境	宗教、支持政党、人生観・生活信条、思想 尊敬する人物、購読新聞・雑誌・愛読書 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生 運動などの社会運動	身元調査の実施 全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書（様式例） に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用 合理的・客観的に必要性がみとめられない健康診断の実施

※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気を付けてください。

## ○ 不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適正・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約過半数を占めています。

面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので注意ましょ。

家族に関すること	思想	住宅状況	本籍	健康	その他
47.7%	11.2%	8.9%	2.9%	2.9%	26.4%

※平成 28 年度  
ハローワーク把握

## ○ 求職者の個人情報の取り扱いについて

・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際は、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています

・法に基づき指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

## 次の個人情報の収集は原則として認められません

○人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因と思われる事項

- ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
- ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報

○思想及び信条 ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

○労働組合への加入状況 ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

## 違反したときは

・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります

・改善命令に違反した場合は、罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科せられる場合もあります

## 自社の採用選考における質問事項をチェックしてみましょう

エントリーシート編	採用面接編
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇本籍や帰省先を記入する欄がある</li> <li>◇健康状態や既往歴記入する欄がある</li> <li>◇家族構成や家族の職業など、家族に関する欄がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている</li> <li>◇家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている</li> <li>◇思想や信条に関する話、愛読書などについて聞いている</li> </ul>

1つでもチェックが入ったら、不適切です。上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外ましょ。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適正と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有ましょ。

詳しくは最寄りのハローワークまで

### 福山支部だより

#### 福山支部価値組委員会10月講演会

10月11日(木)、福山支部価値組委員会主催でいつもの例会とは別に講演会を企画開催しました。講演会「封筒メーカーの社長からみた印刷のわくわくする世界のお話」。

大阪の老舗封筒メーカー、(株)羽車 代表取締役社長 杉浦正樹氏に講師をお願いしました。杉浦社長、とにかく封筒が大好きで、封筒の事を語らせると止まらなくなるくらい熱くて実直なお人柄の方です。「知好楽」。知ることによって好きになり、楽しくなる。とおっしゃられたのがすごく印象に残っています。日本だけでなく世界の封筒を覗いてまわられ、封筒の歴史を学ばれてらして、和封筒と洋封筒の成り立ちの違いのお話はもっともっとお聴きしたいくらいでした。講演のもうひとつのテーマ、社内の改革に取り組んでいらっしゃるお話もすごく惹き込まれるお話で、シンプルに、そして温かく、でも熱くストレートに社員さんと向き合っておられ、そんな杉浦社長のお話を聴いているだけで、こちらまで元気になり

一緒にわくわくしてくる。素敵で、そして背筋の伸びる講演でした。参加した皆さんも同じ様に感じられたのではないのでしょうか。ありがとうございました。



(株)羽車 杉浦社長 皆さん、惹きこまれて前のめりに。



講演終了後に全員で集合写真。

### 事務局だより

#### 年末組合融資のご案内

平成30年の年末組合融資を取り扱います。ご融資ご希望の方は県工組事務局までご連絡ください。

連絡先 県工組事務局  
TEL 082 - 293 - 0906

融資条件は次のとおり

- ・融 資 額：100万円
- ・申込締切日：11月5日(月)
- ・融資予定日：12月3日(月)

#### セミナー開催予定のお知らせ

環境労務委員会では、『働き方改革を実現する「就業規則」作成・改定 セミナー』の開催を、今年度中に予定しております。約2時間30分ですが、このセミナーは有料の予定ですが、「モデル就業規則」が配布されます。ぜひ、受講をお待ちしております。詳細が分かり次第お知らせします。

場所：広島印刷会館(広島県印刷工業組合)  
講師：特定社会保険労務士 全印工連環境労務委員会特別委員 小倉絵里

#### ◎ 組合の動き

10月	3日	夢メッセ第4回組織委員会、第2回支部長会議	印刷会館
	4日	常任役員会	高知市
	5日	全日本印刷文化典高知大会	
	6日	全印工連フォーラム	
11月	26日 27日	2018印刷産業夢メッセ開催	広島 ガーデンパレス
	8日	常任・拡大理事会	印刷会館
	13日	印刷関連業界親睦ゴルフ	広島安佐GC
	15日	常任役員会、理事会、情報交流会	東京
	16日	中国地区事務局研修会	山口
	25日	全青協正副議長会	長野
30日	環境労務委員会	東京	

**「品質管理の原点」は  
注意力・集中力・判断力の  
三要素に集約されると心得て、努力し勤めています！**

# 有限会社 エガワセイホン

〒733-0012 広島市西区中広町2-25-12 TEL 082(233)1500